

第5期習志野市障がい者基本計画(案)へいただいたご意見と市の考え方

1. パブリックコメント結果の概要

(1)パブリックコメント実施期間:令和5年12月1日から12月28日

(2)意見提出者人数:2人

(3)意見件数:2件

2. 意見と市の考え方

| No | ページ | 項目                                       | 意見   | 市の考え方   |
|----|-----|--|--|---|
|    | 20  | 第6章<br>重点課題1                             | <p>習志野市障害者基本計画案により 6年後の令和11年には 市の支援福祉により障害者(わが子)はどのように暮らしているのでしょうか。<br/>令和5年 日本の障害者は1160万人 人口の9.2%になります<br/>私は精神障害者の親として障害者の増大社会に驚き 市の障害者福祉計画が障害者を主体とした具体的な施策となることを願い 下記 コメント致します</p> <p>A 精神障害者・家族に対応していただきたいこと</p> <p>①福祉と医療との包括的対応<br/>市町村・保健所等の行政機関における保健活動と精神科医療機関の連携自ら助けを求めない人たちに支援を届けるための充実が求められる。市町村レベルで精神科医療機関と行政や他の地域資源と密接な連携を図れる法整備さらなる充実が期待される -精神医療・福祉のあり方常任委員会</p> <p>②住まいの確保と居住支援 一人が人として生きていく一番の基盤が住居である<br/>精神障害者が誰もが安心して暮らせるように「本人の困りごと等に」寄り添い支援していくことについて住まいの確保はもとより生活全体を支援するという「居住支援」の観点が必要 - ケアシステム検討報告</p> <p>③親亡き後 障害者が家で住み続けていくために<br/>精神障害者を20~30年以上の長期に生活・介護を支えてきた親は高齢化 親亡き後 家族の離散解体にあります。在宅への政策により障害者が在宅のまま暮らしていくためには介護のアウトリーチだけでなく、残された家族で支えていけるような制度 支援の総合的対策を求めます。</p> <p>④国の計画→市での対応について。<br/>「公的住宅」「療養介護施設」の設置・その代替えについて<br/>「地域活動支援センター」居場所 絆の具体策<br/>「家族 家族会 ピアサポーターの支援」他<br/>国の施策に、市では対応できないものが多数あります。「対応しないもの」への説明が必要です。</p> | <p>A-①「福祉と医療との包括的対応」について<br/>精神保健福祉法の改正に伴い、精神保健に関する課題を抱える住民への相談支援体制の整備が求められています。今後国や県から示される市の具体的な役割に着目し、県や精神科医療機関との連携を図ってまいります。<br/>【主な記載箇所:施策の展開No.165,171】</p> <p>A-②「住まいの確保と居住支援」について<br/>精神障がいの方が望む住まいに暮らすことが可能となるように、居宅介護や訪問看護を利用した自宅での暮らしの他、グループホームへの入居支援を行ってまいります。<br/>また、地域生活支援事業の一つである住宅入居等支援事業(居住サポート事業)として、賃貸契約による一般住宅への入居に当たって支援が必要な精神障がい者の方には不動産会社への物件斡旋依頼や入居契約手続きに立ち会い、望む住まいでの暮らしに向け支援を行ってまいります。<br/>さらに、市では、障がいのある人の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、「相談」、「緊急時の受け入れ・対応」、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」の機能を、地域の障がい福祉に関する各機関が分担して役割を担い、障がいのある人を地域全体で支えるサービス体制である地域生活支援拠点等(ならとも拠点システム)を令和5年4月に整備し、今後も充実にも努めてまいります。<br/>【主な記載箇所:施策の展開No.75,80,84】</p> <p>A-③「親亡き後 障害者が家で住み続けていくために」について<br/>在宅で生活を続けるには福祉サービスでの支援の他、医療との繋がりを深める必要があります。緊急時に入院先や短期入所先をスムーズに見つけるために、支援者間の連携に向け会議等を開催・参加してまいります。<br/>【主な記載箇所:施策の展開No.56】</p> <p>A-④「国の計画→市での対応」について<br/>国の障害者基本計画は、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるもので、国や都道府県、市町村のいずれかにおいて、もしくはそれぞれが取り組む事項が掲載されております。これを踏まえ、本市の計画には、市が取り組む事項について掲載しております。</p> |
|    | 33  | 重点課題2                                    |  |   |
|    | 37  | (1)障害福祉サービス等の提供体制の充実                     |  |   |
|    | 39  | (2)地域生活支援事業等の充実                          |  |   |
|    | 70  | (3)地域生活支援拠点等の充実<br>重点課題5<br>(1)相談支援体制の整備 |  |   |

| No | ページ                            | 項目  | 意見   | 市の考え方  |
|----|--------------------------------|---|--|--|
| 1  |                                |   | <p>B 障害者計画基本計画を市民参加の共生社会への運動に<br/>障害者の参加"私たちのことを私たちぬきに決めないで"<br/>学校でのインクルージョン教育を 市民全体の参加する市民運動に<br/>習志野市ソーシャルインクルージョン運動(障害者に対する共生 配慮への市民運動)</p> <p>L 行政と市民 企業が組織を超えて参加の ボトムアップな活動により<br/>障害者と市民のニーズに即して コストを削減し アップデートな 福祉計画を実現させる</p> | <p>B「障害者計画基本計画を市民参加の共生社会への運動に」について<br/>障がいのある人もない人も、共に支え合いながら地域で暮らせる共生社会の実現のためには、「障がい」や「障がいのある人」について知ること、気づくことが大切であると考えます。<br/>そのために、市民向け、事業所向け、教育機関向け、市職員向けの理解促進、周知啓発活動に今後も取り組んでまいります。<br/>また、障害者差別解消法の改正により、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されるなど、共生社会の実現に向けた取組は少しずつ広まっています。<br/>今後も、障がいのある人とない人の関わる機会を通じ、相互理解の促進による共生社会の実現を目指すため、啓発活動等の取組の一層の強化に努めてまいります。<br/>【主な記載箇所:重点課題I 基本施策(1)】</p>                   |
| 2  | 24<br>重点課題1<br><br>33<br>重点課題2 | 第6章<br><br>(2) 成年後見制度の利用促進<br><br>(1) 障害福祉サービス等の提供体制の充実 | <p>精神障害(統合失調症)支援について</p> <p>①グループホームの充実<br/>NPO法人の事業主が多いが運営内容には不足を感じる。質の向上を強く要望する</p> <p>②居宅介護の充実<br/>人員不足を感じるので解消してほしい</p> <p>③成年後見人の費用が高すぎる<br/>年金生活ではハードルが高い</p>  | <p>①「グループホームの充実」について<br/>市が把握するグループホームへの意見に関しては、グループホームの指定・指導を担う県や、グループホームの運営の相談支援を担う障害者グループホーム等支援ワーカーと連携するなど、事業者への情報提供や質の向上に努めてまいります。<br/>【主な記載箇所:施策の展開No.55】</p> <p>②「居宅介護の充実」について<br/>居宅介護を含めた、障がいのある人がより自立した生活を送るために必要な障害福祉サービス等の質的・量的な充実に努めてまいります。<br/>【主な記載箇所:施策の展開No.55】</p> <p>③「成年後見人の費用」について<br/>成年後見制度の審判請求にかかる費用や成年後見人等への報酬に関して、支払いが困難と認められる方に対しては、助成制度を設けております。<br/>【主な記載箇所:施策の展開No.11】</p> |